

# 農業委員会だより

## お知らせ

### ■ 農業委員会総会

- 農業委員会への各種申請の締め切りは、毎月10日です。総会は18日を定例としておりますが、休日に重なる時は前後の平日に開催します。

### ■ 農地のことについて

- 農地の転用や権利移動には、農業委員会の許可が必要です。また、農地の取得や貸借には、取得後の耕作面積が50アールを超えないと、特別な場合を除き許可が下りません。
- 農地の相続時には、権利移転登記をして、農業委員会に届け出て下さい。  
相続未登記により権利関係が複雑になると、担い手の利用集積や補助事業の導入に支障を及ぼすことになります。

### ■ 耕作証明について

- 耕作証明は、農地台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。みなし貸借による農地については、証明される面積に含まれません。  
農業委員会を通して貸借をしましょう。

### ■ 賃借料情報

10アールあたり賃借料(畑)

平成27年実績

| 区 分 名 | 基 盤 整 備 地 区 | 未 整 備 地 区 |
|-------|-------------|-----------|
| 平 均 額 | 18,300円     | 15,400円   |
| 最 高 額 | 21,700円     | 20,000円   |
| 最 低 額 | 8,000円      | 10,000円   |
| デ-タ 数 | 475         | 80        |

■ 農地中間管理事業について

- 農地を機構へ貸し付けたり、地域で機構へ貸し付けた面積の割合に応じて協力金が交付されます。（交付要件がありますので、ご相談ください）

1．経営転換協力金【貸付面積：交付単価】

0.5ha 以下：30 万円以内 / 戸

0.5ha 超 2ha 以下：50 万円以内 / 戸

2ha 超：70 万円以内 / 戸

2．耕作者集積協力金【交付単価】

1 万円以内 / 10a

3．地域集積協力金【貸付割合：交付単価】

2 割超 5 割以下：1.5 万円以内 / 10a

5 割超 8 割以下：2.1 万円以内 / 10a

8 割超：2.7 万円以内 / 10a

■ 農業者年金に加入しませんか

- 国民年金の第 1 号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事する 20 歳以上 60 歳未満の経営主と、農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。
- 掛け金は、月 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。
- お得なポイント

終身年金で 80 歳までの保証付きです。 認定農業者で青色申告している 35 歳未満の方には、国から月額 1 万円の保険料補助があります。 保険料の全額が社会保険料の控除の対象となります。

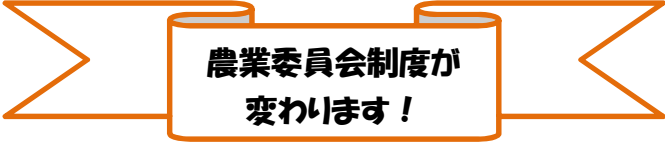
■ 全国農業新聞の普及推進

- 農業者への農業技術・農業経営及び農業情報の提供のため、全国農業新聞の普及・推進を行っています。（農業委員会へお申し込み下さい。 ☎ 84 - 3164）

■ 8．1 調査・農地パトロール（利用状況調査）月間

7 月～9 月にかけて農地の利用状況調査を実施します。調査は 地域の農地利用の総点検 遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導と違反転用発生防止および早期発見・是正対策、等について重点的に取り組むことを目標としています。

又、各字集会場において 8．1 調査を実施します。農家の皆様のご協力をお願いします。



## 農業委員会制度が 変わります！

### ■ 農業委員会制度の主な改正点

1. 委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。  
農地利用の最適化とは、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などによる農地利用の効率化・高度化の取り組みです。

2. 農地利用最適化推進委員が設置されます。  
農業委員会は農業委員とともに地域で活動する最適化推進委員を委嘱することができます（上限基準：農地面積 100 ヘクタールに 1 人の割合で配置できます）。

下記の農業委員会は最適化推進委員を委嘱しないことができますとなっています。

担い手への農地の集積率 70 パーセント以上。

遊休農地率（再生可能な耕作放棄地）1 パーセント以下。

- \* 最適化推進委員を置く場合は、農業委員の定数は現行の半数程度となります。  
最適化推進委員を置かない場合は、農業委員の定数は現行とほぼ同数になります。

3. 農業委員の選出方法が変わります  
今までは：選挙委員と選任委員（議会・農協・農業共済組合・土地改良区推薦）  
今後は：候補者の推薦・公募により市町村長が議会の同意を得て任命します。

○ 農業委員の構成としては、認定農業者が原則過半数、農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を 1 名以上、女性・青年も積極的に登用し、年齢性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

### \* 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から改正農業委員会法が施行されましたが、現農業委員の任期は旧法が適用されるため、知名町の現農業委員は平成 29 年 7 月 19 日まで在職します。



## 様々な政策！

### ■ 農の雇用事業（雇用就農に向けた支援）

新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営のノウハウの習得を図る実践的な研修等の実施を支援。

（年間最大120万円、最長2年間）

農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援。

（年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

### ■ 平成29年度から遊休農地の課税が強化されます

#### 1．対象となる農地

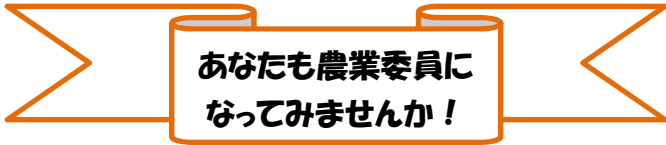
- 農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象。

（協議の勧告は、利用意向調査において、自ら耕作や機構への貸付の意思表示をせず、遊休農地を放置している場合に限定される。）

#### 2．課税強化の手法

- 通常の農地の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ遊休農地については、0.55を乗じないこととする。

（結果的に1.8倍になる）



## あなたも農業委員に なってみませんか！

。。。農業・農村の代表として、活躍してみませんか！。。。 平成29年4月推薦・公募予定

認定農業者や女性・青年農業者の積極的な参画を期待しています。女性ならではの視点、青年ならではの視点で、本町の農業をリードしてみませんか。

**「農地の有効利用を進め、農業経営のさらなる発展を図るために、積極的に応募  
しましょう！」**